

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会地区社協特別活動事業配分金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、支えあい誰もが安心して暮らせる福祉のまちの実現に向け、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会支部・地区社会福祉協議会設置規則に規定する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施する地域福祉事業に対して、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が予算の範囲内において社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会地区社協特別活動事業配分金（以下「特別配分金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 特別配分金は、社協会費を財源とする。

(財源の表示)

第3条 地区社協は、事業実施に際し、会費収入による特別配分金を財源としている旨を告知文あるいは購入備品等に表示するものとする。

2 前項の表示に当たっては「この事業には皆様からご協力いただいた社協会費が使われています」に統一するものとする。

(交付の対象)

第4条 特別配分金の交付の対象は、地区社協とする。

(対象事業及び対象経費等)

第5条 特別配分金の交付の対象事業及び対象経費は、別表に定めるとおりとし、その交付は当該年度内に同表中の1事業につき1回に限るものとする。

2 本会会長（以下「会長」という。）は交付に際し必要な条件を付すことができる。

(交付申請)

第6条 特別配分金の交付を受けようとする地区社協は、地区社協特別活動事業配分金交付申請書（様式第1号）及び地区社協特別活動事業計画・予算書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の決定に基づき地区社協特別活動事業配分金交付決定通知書（様式第3号）又は地区社協特別活動事業配分金不交付決定通知書（様式第4号）により申請する地区社協に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 交付決定を受けた地区社協（以下「当該地区社協」という。）は、申請した事業計画について廃止あるいは重要な変更をしようとするときは、あらかじめ会長に地区社協特別活動事業配分金変更（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し承認を得るもの

とする。

- 2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、地区社協特別活動事業配分金変更承認通知書（様式第6号）又は地区社協特別活動事業配分金変更不承認通知書（様式第7号）により当該地区社協に通知するものとする。

（実績報告）

- 第9条 当該地区社協は、対象事業が終了したときは、その後1ヵ月以内に地区社協特別活動事業配分金実績報告書（様式第8号）に収支に係る証拠書類の写しを添えて会長に提出するものとする。

（配分金額の確定）

- 第10条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき特別配分金額を確定し、地区社協特別活動事業配分金確定通知書（様式第9号）により当該地区社協に通知するものとする。

（特別配分金の交付）

- 第11条 会長は、前条の規定により特別配分金額を確定した後において、特別配分金を当該地区社協に交付するものとする。ただし、特別配分金に係る事業執行上、特別配分金の交付決定後事業の実施前に必要と認める場合は、交付決定額の10分の10以内の額を概算払で交付することができる。

- 2 当該地区社協は、特別配分金の交付を受けようとするときは、地区社協特別活動事業配分金（概算払）請求書（様式第10号）を会長に提出するものとする。

（決定の取消し）

- 第12条 会長は、当該地区社協が次の各号のいずれかに該当するときは、特別配分金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は特別配分金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 対象事業を実施しなかったとき。
- (3) 申請の内容と事実が著しく異なったとき。
- (4) 対象事業費が、前条第1項に定める概算払の交付金額を下回ったとき。

（委任）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会地区社協特別活動事業配
分金交付要綱第5条第1項に規定する取扱いは、令和4年4月1日より適用する。